

都道府県歯科医師会 御中

お世話になっております。
日本歯科医師会 情報管理課です。

先日は、「オンライン資格確認推進協議会」と厚生労働省合同での説明会につきまして周知にご協力いただき誠にありがとうございます。
当日、使用いたしました資料と配信アーカイブについて情報提供いたしますので、適宜展開いただきますようお願いいたします。

なお資料は以下HPの中段にも掲載がございます。

HPURL : <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/>

また説明会のアーカイブ配信につきましても、すでに公開されておりますので以下URLよりご視聴いただければと存じます。

配信アーカイブURL : <https://www.youtube.com/watch?v=1H3mhnEd-U8>

本メールの内容につきましては、郵送・FAX等でのお知らせの予定はございません。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

--

公益社団法人 日本歯科医師会
事業部 情報管理課

TEL : 03-3262-9216

FAX : 03-3262-9885

Email : jda-jouhou@jda.or.jp

オンライン資格確認の導入が 原則として義務付けられます

～安心・安全で質の高い医療を提供する
医療DXの基盤となります～

【医療機関・薬局の皆さまへ】

令和4年8月24日
厚生労働省 保険局

質疑応答について

- 説明会后、質疑応答の時間を設けております（19:00頃～を予定）。
- ご質問は、YouTube動画画面下部のタイトルの下にあるURLから「質問フォーム」へアクセスし、必要事項を記入の上、送信ください。
- ご質問の際は、医療機関・薬局名を記載いただきます。

※その場で回答させていただく質問数には限りがあります。予めご了承ください。

※受領した質問は本説明会での質疑応答のみに使用させていただきます。



【質問フォーム】 ※別のページが開きます

【三師会・厚生労働省合同】オンライン資格確認の原則義務化に向けた医療機関等向けオンライン説明会 質問フォーム

「【三師会・厚生労働省合同】オンライン資格確認の原則義務化に向けた医療機関等向けオンライン説明会」に係る質問受付フォームです。
質問を入力後、「送信」ボタンを押してください。
なお、説明会時間中に回答させていただく質問数には限りがございます。予めご了承ください。

医療機関・薬局名を入力してください。*

回答を入力

質問内容を入力してください。*

回答を入力

送信

フォームをクリア

② 医療機関・薬局名と質問を記入し、「送信」ボタンを押してください。

【参考】「オンライン資格確認推進協議会」について

令和4年2月10日
三師会連名によるプレスリリース

「オンライン資格確認推進協議会」の設置について

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会

令和3年10月20日から本格運用が始まっているオンライン資格確認については、導入に必要となる「顔認証付きカードリーダー」の申込数が、全医療機関・薬局の約6割となっているなかで、様々な課題があるため、実際に運用を開始している施設は約1割となっている。

三師会としては、医療機関間での情報共有を進め、安心・安全で質の高い医療を提供していくデータヘルスの基盤として、オンライン資格確認の導入を推進していく必要があると考えており、これまでも様々な取組を行ってきた。

令和5年3月末までに、おおむね全ての医療機関・薬局での導入を目指すという政府目標が掲げられている。こうした中で、関係者と連携して課題を解決し、導入を加速化させていくため、医療関係団体により「オンライン資格確認推進協議会」を立ち上げ、下記の取組を行っていく。

推進協議会の構成

日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会
(オブザーバー)

厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会、保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS)

推進協議会における取組

まずは顔認証付きカードリーダー申込済のすべての施設において速やかに導入されるよう、システム事業者への発注が終了している状態を目指すとともに、未申込施設においても令和5年3月末に向けて導入が進むよう、厚生労働省やオンライン資格確認の実施機関、システム事業者に必要な要請等も行いながら、これらの主体と連携して、以下の取組を行う。

- ・各団体の取組状況の共有
- ・各施設、各地域等における好事例の共有
- ・現場の状況を踏まえたシステム事業者からのヒアリング及び意見交換
- ・行政の取組状況の検証
- ・導入の加速化に向けた課題の共有と対応策の検討
- ・三師会が連携した合同説明会の開催

01

オンライン資格確認は、
安心・安全で質の高い医療を提供する
医療DXの基盤となる仕組みです



オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。
(マイナポータルでの閲覧も可能)



支払基金
・国保中央会

資格情報
特定健診等情報
薬剤情報 等

オンライン資格確認等システム

※薬剤情報等はレセプトから抽出

医療機関・薬局



※**マイナンバーは用いず**、マイナンバーカードのICチップ内の**電子証明書を**用いる

※ICチップに資格情報や健康情報を保存するわけではない

※**健康保険証（処方箋）でも資格確認が可能**

※特定健診等の閲覧は、**マイナンバーカードが必要**

マイナポータル



※政府が提供している、オンラインで自分の情報が見られる等の機能を有する自分専用のサイト

「顔認証付きカードリーダー」とは？

- 医療機関・薬局の窓口に設置していただきます
- マイナンバーカードの「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」を照合して本人確認をします ※ **顔写真はシステムに保存されません**



富士通Japan株式会社



パナソニック コネクト株式会社



株式会社アルメックス



キャノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社



顔認証で本人確認ができます



薬剤情報/特定健診等情報閲覧に係る
同意ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



健康保険証利用の申込（初回登録）が
できます

顔認証付きカードリーダーの使い方の流れ

- 本人確認を行うとともに、医療機関・薬局が健診情報等を確認することについて同意を得ることができます

来院

- ① マイナンバーカードを置く
(患者が自ら置く)



本人確認

- ② 本人確認方法を選択

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

- ③ 顔の撮影
(又は暗証番号)



同意取得

- ④ 情報提供の同意

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない・40歳未満の方

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

完了

- ⑤ 資格確認等が完了

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方は
[こちら](#)

情報化の「基盤」としてのオンライン資格確認

○ これまでの課題に対応

① 全国の医療機関・薬局が安全かつ常時接続

+ レセプトという統一様式での情報提供、新たな入力不要

② 医療情報を個人ごとに把握、本人の情報を確実に提供することが可能

- ・ 個人単位化された被保険者番号
- ・ マイナンバーカード（≠マイナンバー）による本人確認

③ 患者／利用者の同意を確実にかつ電子的に得ることが可能

⇒ データヘルスの基盤

分散していた様々な情報について、
利活用を進めやすくする基盤になります

今後、用途が広がっていきます

【患者同意の元で確認できる情報の拡大】

「薬剤情報・特定健診等情報」に透析や医療機関名など
確認・活用できる情報を拡大

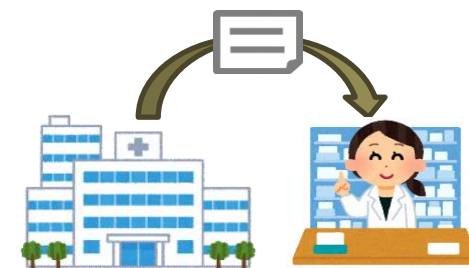
【電子処方箋の導入】

薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）
が可能に

▼

「全国医療情報プラットフォーム」(※)を創設予定

※ オンライン資格確認のネットワークを拡充し、
予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる
情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム



幅広い活用が可能に

02

オンライン資格確認について、令和5年4月から
導入が原則として義務付けられることになりました



シカク君

オンライン資格確認の導入が、原則として義務付けられます

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」では、オンライン資格確認に関して以下のとおり記載されています。

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

…オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、

2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、**関連する支援等の措置を見直す**¹⁴¹。2024年度中を目途に**保険者による保険証発行の選択制の導入**を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、**保険証の原則廃止**¹⁴²を目指す。

¹⁴¹ 診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

¹⁴² 加入者から申請があれば保険証は交付される。

中医協において答申・公表された内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、8月10日の中央社会保険医療協議会（中医協）において、以下の内容が答申・公表されました。

①オンライン資格確認の導入を原則義務化（療養担当規則等（省令）の改正。令和5年4月施行）

- ※ 例外：「現在紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局」（全体の約4%）
（電子請求の義務化時点で65歳以上*・手書き請求） *現在75歳以上程度の医師

②医療機関・薬局向け補助の拡充

- ※ 診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げ

③診療報酬上の加算の取扱いの見直し（令和4年10月から施行）

- ※ 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。
- ※ マイナ保険証利用時には、利用しない場合よりも、患者負担が小さくなる仕組みとする。

医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務化

基本的な考え方

- オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の基盤となるもの。

具体的な内容

（療養担当規則等（省令）、令和5年4月施行）

- 保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務化
- 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局※は、院内等の電子化が進んでいない現状に鑑み、オンライン資格確認導入の義務化の例外とする。

※電子請求の義務化時点で65歳以上（75歳以上程度の医師等）・手書き請求

DXとは・・・ データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

(参考) レセプトの請求状況

○ 診療報酬の請求については、電子請求（オンラインでの請求又は光ディスクでの請求）が義務付けられているが、

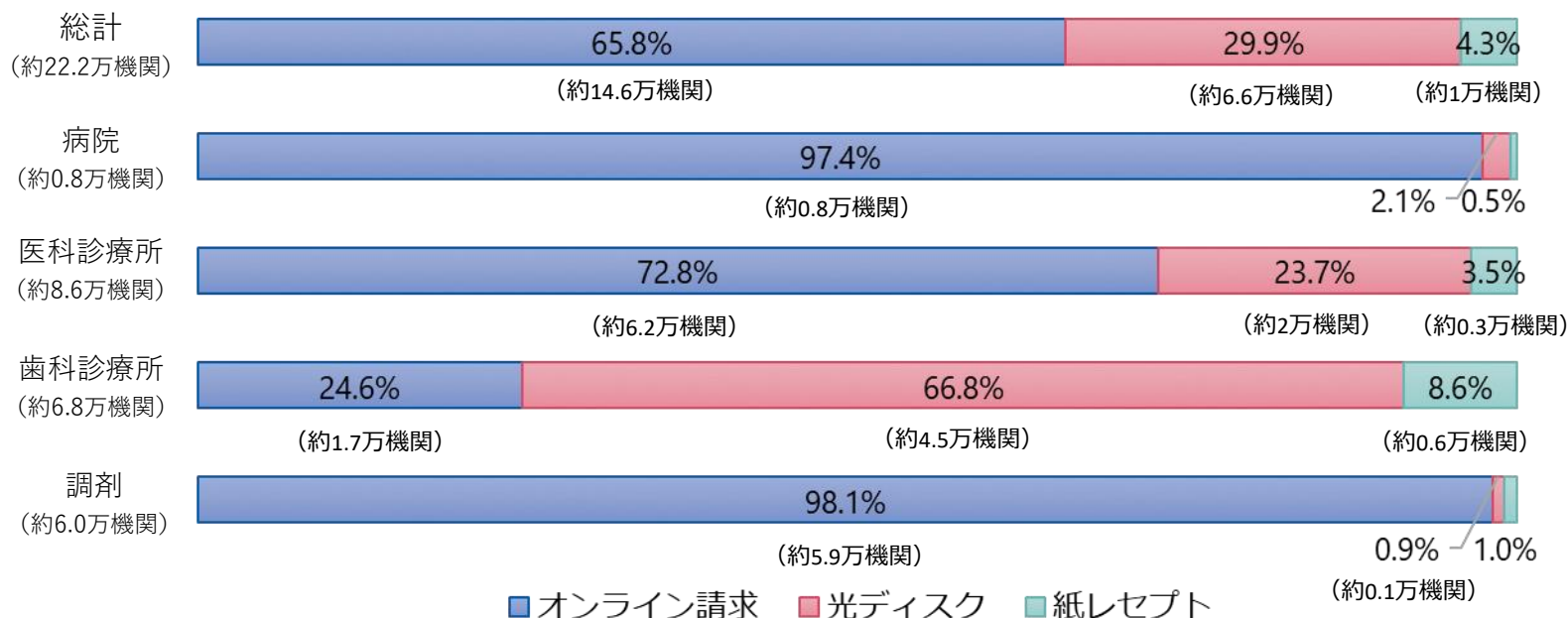
① 手書きでレセプトを作成している医療機関・薬局や

② 電子請求の義務化時点で65歳以上の医師等※の医療機関・薬局 ※現時点で75歳以上程度

については、当該義務の例外として紙レセプトでの請求が認められている。

⇒現在、全医療機関・薬局のうち約66%はオンラインでの請求、約30%は光ディスクでの請求、約4%は紙での請求。

【レセプトの請求状況】



※四捨五入等の関係上、合計が不一致の場合がある。施設数はレセプト請求機関ベース、令和4年3月時点。

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供（病院3台まで、診療所等1台）
- それ以外の費用は、補助を拡充※1（病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施）

※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象（上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。）（従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要）

	顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用の補助内容	①令和3年4月～令和4年6月6日	1台導入する場合 105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	②令和4年6月7日～	210.1万円 を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	200.2万円 を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	190.3万円 を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上	基準とする事業額42.9万円を上限に 実費補助

- ※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。
- ※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額
- ※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施
- ※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。
- ※ 補助の見直しについて。病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）。診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。

医療機関・薬局向け補助の拡充

診療所等に対する定額補助の実施及び病院に対する補助上限の引き上げを行います

【拡充のポイント】

- **令和4年6月7日**に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」が閣議決定され、オンライン資格確認の導入を原則として義務化することや補助金の拡充について方向性が打ち出されました。

この日以降に顔認証付きカードリーダーの申し込みを行った施設について、補助金を拡充し、その導入を後押しすることとしています。

※ 従前どおり**令和5年3月末までに事業完了する必要**がある等の要件があります

- 一方で、この閣議決定を行った日よりも前、**昨年4月から今年6月6日までに申し込みをした施設**においても、**6月6日時点でまだ運用を開始していない施設で補助金未受給の施設**については、補助金を拡充することで運用開始を後押しする観点から、補助金を支給することとしています。

※ **令和5年1月末までに運用を開始する必要**があります

※本日の資料に記載されていない詳細部分については、別途お知らせします

医療DXの基盤となる

オンライン資格確認を通じた患者情報等の活用に係る評価の見直し

加算の見直しの考え方

- 今般の医療DXの基盤となるオンライン資格確認の義務化を踏まえ、現行の加算は廃止して、オンライン資格確認導入に伴う医療の質の向上を評価する新たな仕組みに改める。
- 具体的には、初診時に、薬剤の種類・用量・投薬期間や特定健診情報等の確認のための取組を求めることにより、診療の更なる質の向上に対する評価を新たに導入する。
- その上で、マイナ保険証の利用時には、診療時における患者の服薬状況等の確認作業が効率化される点を勘案し、マイナ保険証を利用しない場合よりも患者負担が小さくなる仕組みとする。

【加算の対象】

オンライン資格確認を導入している医療機関・薬局 ※オンライン請求を行っていることが条件

※令和4年10月施行（予定）

【具体的な加算の点数】

利用に着目した評価

新たな加算へ
見直し

導入義務化を前提に、初診時の取組を評価

	現行の加算（令和4年4月から施行）	医療情報・システム基盤整備体制充実加算
医科・ 歯科	<ul style="list-style-type: none">○ <u>マイナ保険証を利用する場合</u> <u>7点（初診）</u> <u>4点（再診）</u>○ <u>利用しない場合</u> <u>3点（初診時）</u> ※令和5年度末までの措置	<ul style="list-style-type: none">○ <u>マイナ保険証を利用する場合</u> <u>2点（初診時）</u> （確認作業が効率化される点を勘案）○ <u>利用しない場合</u> <u>4点（初診時）</u>
調剤	<ul style="list-style-type: none">○ <u>マイナ保険証を利用する場合</u> <u>3点（月1回）</u>○ <u>利用しない場合</u> <u>1点（3月に1回）</u> ※令和5年度末までの措置	<ul style="list-style-type: none">○ <u>マイナ保険証を利用する場合</u> <u>1点（6月に1回）</u> （確認作業が効率化される点を勘案）○ <u>利用しない場合</u> <u>3点（6月に1回）</u>

※「マイナ保険証を利用する場合」は、患者の同意を得たうえでマイナンバーカードで薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療等を行うこと

(参考) 医療DXを推進し、医療機関・薬局において 診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

- 【医科・歯科】 マイナ保険証を利用する場合 7点（初診） 4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）
 【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

廃止

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**

※調剤は、1 **3点（6月に1回）**、2 **1点（6月に1回）**

医療機関・薬局に求められること

[施設基準]

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

[算定要件]

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

(※) この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関	問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）	薬局
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、<u>重複投薬を適切に避けられる</u>ほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。 ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。 	<p>問診票（初診時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今日の症状 ●他の医療機関の受診歴 ●過去の病気 ●処方されている薬 ●特定健診の受診歴 ●アレルギーの有無 ●妊娠・授乳の有無 ●..... <p>※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 薬剤情報により、<u>重複投薬や相互作用の確認が可能</u>になる。 ✓ 特定健診の<u>検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能</u>になる。

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって、正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、更なる医療の質の向上を実現

答申書の附帯意見について

- 1 関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に向けて取組を加速させること。その上で、令和4年末頃の導入の状況について点検を行い、地域医療に支障を生じる等、やむを得ない場合の必要な対応について、その期限も含め、検討を行うこと。
- 2 今回新設された医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関し、その評価の在り方について、算定状況や導入状況も踏まえつつ、患者・国民の声をよく聴き、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況について調査・検証を行うとともに、課題が把握された場合には速やかに対応を検討すること。
- 3 オンライン資格確認を医療DXの基盤として、今後、患者の同意の下でいかなることができる患者の健康・医療情報が拡大し、さらに安心・安全でより良い医療が受けられる環境が整備されていくということが、患者・国民に広く浸透するよう、関係者が連携して周知を図っていくこと。

03

オンライン資格確認を利用して、続々と医療機関・薬局で
メリットを感じていただけます



シカク君

今後、マイナンバーカードでの受診がスタンダードになります

- マイナンバーカードの申請受付数は約6,196万件、交付実施済数も約5,871万件に※1。60～74歳の方の50.7%が交付済み※2となり、高齢者におけるマイナンバーカードの取得も進んでいます。
- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」では、令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、保険証を利用している機関（訪問看護、柔整あはき等）のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止（※）を目指します。

※ 加入者から申請があれば保険証は交付される

マイナンバーカードの交付実施済数の増加

+

保険証発行の選択制導入

保険証の原則廃止

マイナンバーカードを持参する患者が続々と増えます
早めに導入をしていただくよう、お願いします

※1：令和4年8月14日時点のマイナンバーカードの有効申請受付数（累計）61,961,150枚、交付実施済数（累計）58,709,697枚

※2：60～74歳人口24,848,147人に対する割合。（参考：60～74歳におけるマイナンバーカード交付実施済み枚数：12,587,290枚、令和4年7月末時点。）

健康保険証を用いた場合も十分メリットを感じていただけます

- マイナンバーカードをお持ちでない患者が訪れた際にも、健康保険証の情報（記号番号等）でオンライン資格確認が行えます。
- 健康保険証による資格確認だけでも十分メリットを感じられるとの声を多数いただいております。

健康保険証の記号番号等を入力



- ✓ 新規患者の入力の手間削減

資格情報の取得・システムに取込



- ✓ その場で資格の有効性確認が可能
- ✓ 入力誤りの防止、チェックの負担軽減
- ✓ 来院前に予約患者の資格確認をまとめて行うことも可能

災害時において薬剤情報・特定健診等情報が確認できます

通常時は、薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

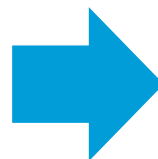
災害時は、特別措置として、**マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができます。**

(災害時)

- ・薬を家に置いて避難してきた・・・
- ・避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった・・・
- ・かかりつけ医以外のところで受診することに・・・

実際に実施しています

- ・令和4年福島沖を震源とする地震（宮城県、福島県）
- ・令和4年7月14日に発生した宮城県における大雨（宮城県大崎市等）
- ・令和4年8月3日からの大雨による災害（山形県米沢市等）等



**薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を提供できる**

災害時



氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
身長	170.00	中性脂肪	140		
体重	63.6	自中総コレステロール	HDLコレステロール	125	
総コレステロール	79.5	LDLコレステロール	LDLコレステロール	154	
BUN	21.8	空腹血糖	97		
血圧	97/106	血糖値	7.5		
尿酸	0.07(0.07)	尿酸値	120		
腎機能検査	CrP(ALT)	尿酸値	CRP	0.07	
	LDH	尿酸値	尿酸値	3.80	

災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて薬局の範囲及び期間を定める

特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする

資格確認端末で照会

通常時と同様の画面が閲覧可能

運用中の施設からいただいた声

- 現在、オンライン資格確認は**61,659施設（8月14日時点）**で実施されています
- 運用を開始された施設からは、「健康保険証の有効性を確実に照会できることが最も大きなメリットだ」等のお声もいただいております、マイナンバーカードを持参する患者が少なくともオンライン資格確認で資格有効性は確認できます。

【運用開始施設の内訳】 病院：3,542、医科診療所：16,243、歯科診療所：13,253、薬局：28,621

運用中の施設からいただいた声

【大塚眼科クリニック（神奈川県）】



Q：オンライン資格確認の導入によって、受付業務はどう変わりましたか？

A：受付の業務量が大幅に減りました。**以前はスタッフ3名で行っていた受付業務を、今では1名で回せるほどです。**・・・住所や氏名、保険者番号などの情報が自動的に電子カルテに連携されるので、入力する手間もなくなりますし、当然ながら入力ミスも皆無です。

【うめい内科医院（福岡県）】



Q：オンライン資格確認を一定期間運用して、メリットを強く感じているのはどのような点でしょうか？

A：実際に利用してみると、**保険証を確実に照会できることが最も大きなメリットだと気づかされました。**これまでは、転職などで保険者が変わっても、患者さんから渡される健康保険証が変わっていなければ、受付の時点で気づくことはできませんでした。それに、どんなに気をつけていてもやっぱりヒューマンエラーが起きますから、住所が確認できるのも便利ですね。

詳しくは「オンライン資格確認 導入事例紹介サイト」へ
<https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



運用中の15施設の
事例をご紹介します！
今後もアップ予定

04

顔認証付きカードリーダー未申し込みの方は、
速やかに「顔認証付きカードリーダー」の申し込み
をお願いします



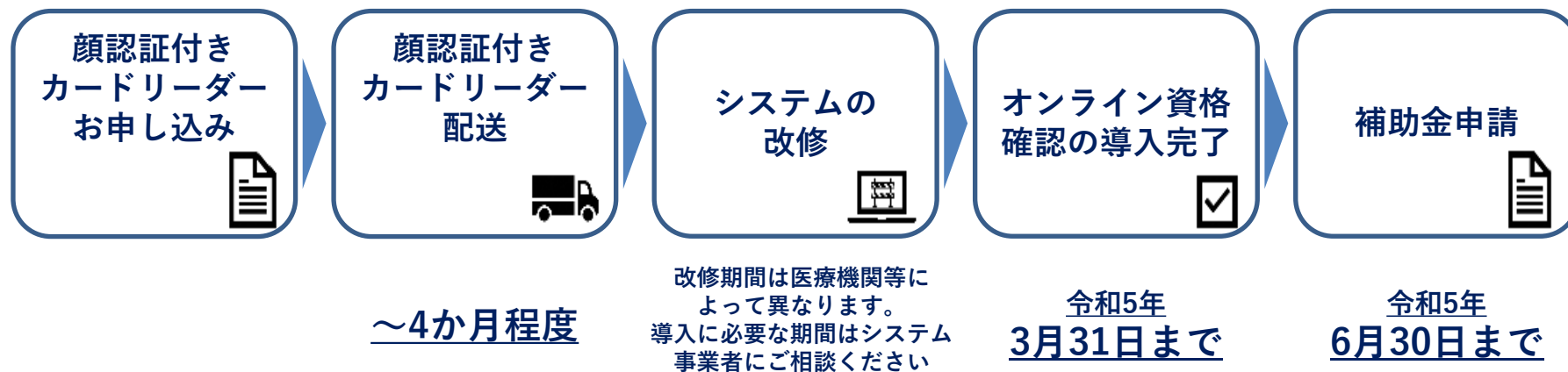
シカク君

本配信視聴後、すぐにカードリーダーの申し込みをお願いします

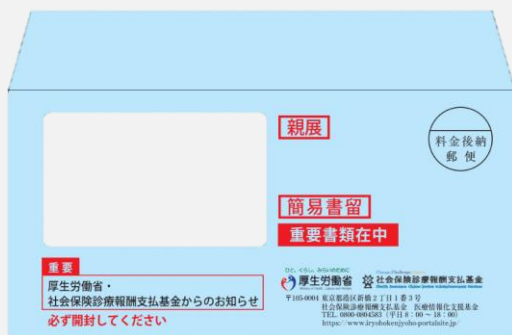
カードリーダーの申し込みをしていない医療機関、薬局の方

速やかに顔認証付きカードリーダーのお申し込みをお願いします。

令和5年4月から導入が原則として義務化されることに加え、
令和5年3月31日までに導入を完了することが補助金の条件です



医療機関等向けポータルサイトのアカウント未登録の方



令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント登録のご案内を郵送しています。郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。

顔認証付きカードリーダー未申し込みの方

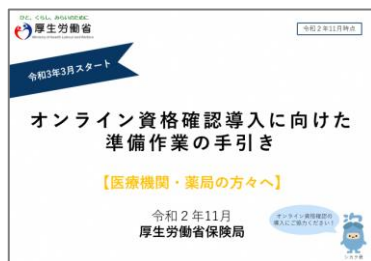
顔認証付きカードリーダーは、義務化に向けて速やかにお申し込みください。

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらからアクセス▼

(このあと別途説明を行います) <https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/application/post-6.html>



その後の手続きは、「準備作業の手引き」をご確認ください



医療機関等向けポータルサイト登録から、運用開始までに準備が必要なこと、システム業者と調整すべき内容、補助金申請について記載しています

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き

<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/about/docs/34e903652475b4be1bcc34f1e2b8b74a.pdf>

顔認証付きカードリーダーとシステム事業者への申込みについて

- 原則義務化に向けて、申し込み後できるだけ速やかにお届けできるよう、**顔認証付きカードリーダーを事前生産**します。
- 全体として必要な台数を確保しており、各メーカーの事前生産台数は以下のとおりです。**ご希望のメーカーのカードリーダーを入手できるよう、速やかに申込をお願いします。**
(各社の出荷可能台数は、医療機関等向けポータルサイトに掲載し、適宜更新します)
- 院内システムの改修を行うシステム事業者についても、今後、申込期限を医療機関向けポータルサイトに公開予定です。

					
富士通Japan 株式会社	パナソニック コネクト 株式会社	株式会社 アルメックス	キャノンマーケティング ジャパン株式会社	アトラス情報サービス 株式会社	
合計	11,948	31,500	16,000	20,000	1,000
申込締切	2022/11/30	2022/11/30	2022/11/30	2022/11/30	2022/10/30

このあと顔認証付きカードリーダーメーカーによるデモ会を行いますので、ぜひご覧ください

05

顔認証付きカードリーダー申し込み済の方は、
速やかに運用の開始をお願いします



シカク君

本配信視聴後すぐにシステム業者と改修作業の調整をお願いします

導入準備中の医療機関、薬局の方

○令和5年4月からの「オンライン資格確認の原則義務化」、「オンライン資格確認の導入補助金申請」（令和5年3月31日までの導入完了）に伴い、今後さらに導入が加速することが予測されます。

○改修が年度末に集中するとシステム事業者が対応できない可能性が生じることから、令和5年4月からのオンライン資格確認の原則義務化に間に合うよう、また、導入補助金を受け取ることができるよう、速やかに導入に向けた調整をお願いします。

※ 今後、各システム事業者の申込期限を公表していく予定です。

年 月	令和4年					令和5年					
	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
スケジュール	顔認証付きカードリーダー未申し込み施設		顔認証付きカードリーダー申し込み		システム事業者への依頼が集中					オンライン資格確認の導入完了 令和5年3月31日まで	オンライン資格確認原則義務化

最後に

オンライン資格確認は、
安心・安全で質の高い医療を提供する医療DXの基盤
となる仕組みです。

速やかに顔認証付きカードリーダーの申し込みや
システム改修の実施、運用開始をお願いします。

各地域の関係団体の皆様へのお願い

- 各地域での会合等の際に説明会を開催し、会員医療機関・薬局からの申込について働きかけをお願いします。
 - ※ ご希望あれば、制度の説明や顔認証付きカードリーダーのデモ等を行い、その場で申し込みを行えるよう、調整します。
- 上記説明会の場等で申し込みを働きかけたうえで、ポータルサイトへのアクセスが困難な医療機関等が申し込みできるよう、希望する施設による紙での申し込みを郡市レベル、あるいは都道府県レベルでとりまとめたうえで、支払基金への提出をお願いします。
 - ※ このとりまとめによる紙での申込期限は9月30日とさせていただきます
- その他、各都道府県情報担当理事や既導入施設からの経験の共有や、会報等による周知をお願いします。

上記について、別途関係団体と調整のうえ、各団体から連絡していただく予定です



顔認証付きカードリーダーをまだお申し込み
されていない医療機関・薬局の皆さま向け

顔認証付きカードリーダーのご紹介



富士通Japan株式会社

パナソニック コネクト
株式会社

株式会社アルメックス

キヤノンマーケ
ティングジャパン
株式会社

アトラス情報
サービス株式会社

顔認証付きカードリーダーとシステム事業者への申込みについて

- 原則義務化に向けて、申し込み後できるだけ速やかにお届けできるよう、**顔認証付きカードリーダーを事前生産**します。
- 全体として必要な台数を確保しており、各メーカーの事前生産台数は以下のとおりです。**ご希望のメーカーのカードリーダーを入手できるよう、速やかに申込をお願いします。**
(各社の出荷可能台数は、医療機関等向けポータルサイトに掲載し、適宜更新します)
- 院内システムの改修を行うシステム事業者についても、今後、申込期限を医療機関向けポータルサイトに公開予定です。

					
富士通Japan 株式会社	パナソニック コネクト 株式会社	株式会社 アルメックス	キャンホンマーケティング ジャパン株式会社	アトラス情報サービス 株式会社	
合計	11,948	31,500	16,000	20,000	1,000
申込締切	2022/11/30	2022/11/30	2022/11/30	2022/11/30	2022/10/30

本ライブ配信終了後、速やかにお申込みをお願いします